

東京都市計画特定街区の変更（素案）

都市計画芝浦一丁目特定街区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	建築物の延べ面積の敷 地面積に対する割合	建築物の高さの最高限度	摘 要
芝浦一丁目 特定街区	港区 芝浦一丁目地内	-	-	-	変更〔廃止〕

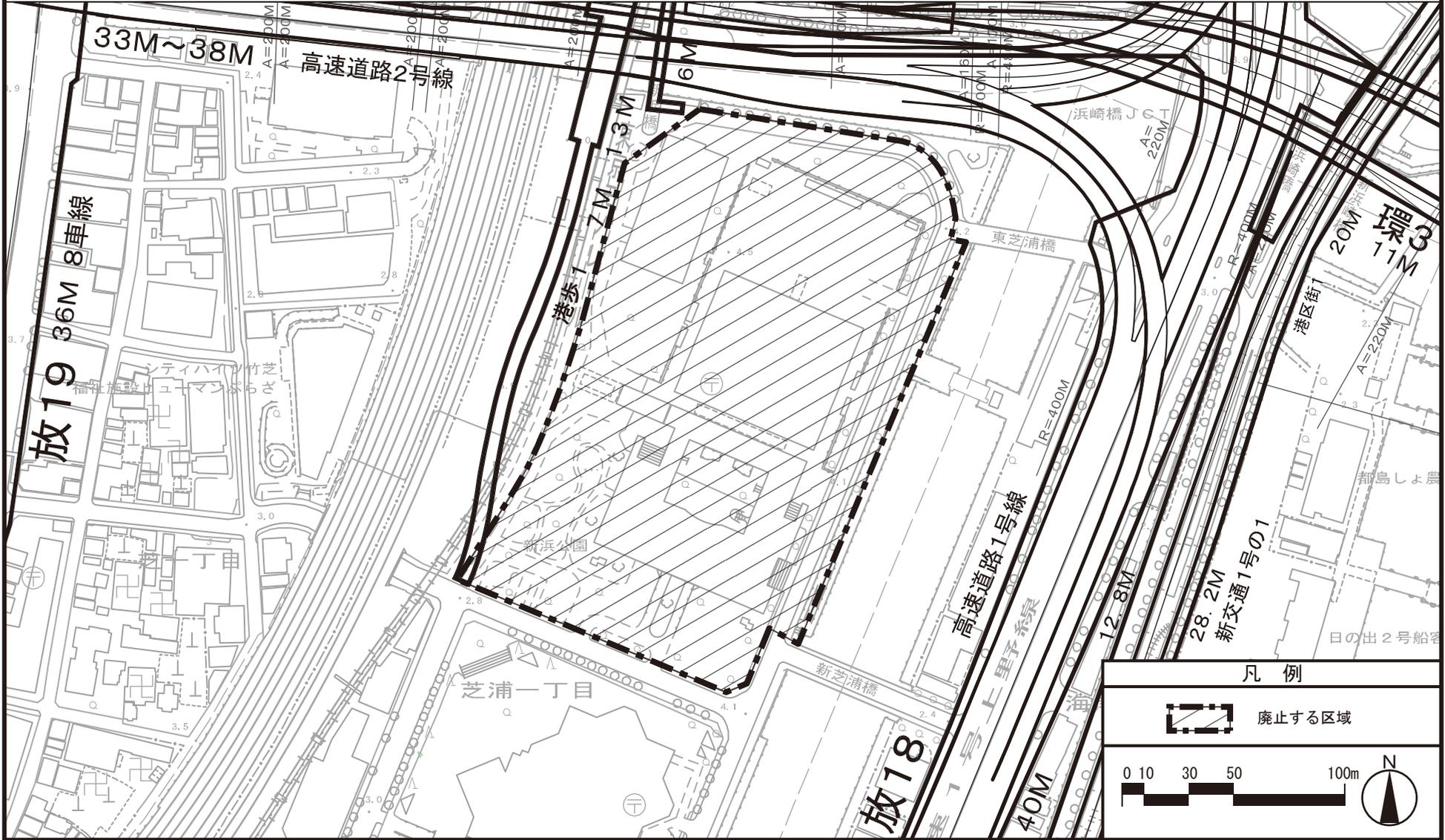
「区域は計画図表示のとおり」

理 由：新たな都市計画を定めることを踏まえ、特定街区を廃止する。

変 更 概 要

名 称	芝浦一丁目特定街区	
事 項	変更前	変更後
面 積	3 . 5 h a	-
建築物の延べ面積の敷地 面積に対する割合	4 8 / 1 0	-
建築物の高さの最高限度	高層部 1 6 8 . 0 m 中層部 4 0 . 0 m 低層部 1 3 . 0 m、1 1 . 0 m	-
壁面の位置の制限	別紙図面表示のとおり	-

東京都市計画特定街区 芝浦一丁目特定街区 計画図



「この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2，500）を使用（28都市基交第809号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」
 「（承認番号） 28都市基街都第303号、平成29年2月24日」

国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める理由書

1 種類・名称

東京都市計画特定街区 芝浦一丁目特定街区

2 理由

国家戦略特別区域に関する区域方針では、東京圏の目標として、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出することとされている。

本地区は、特定都市再生緊急整備地域の「東京都心・臨海地域（環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木）」に位置し、地域整備方針では、国際金融・業務・商業・文化・交流機能や生活・業務支援機能など多様な機能を備えたにぎわいにあふれた国際性豊かな交流ゾーンの形成や、緑豊かな地域特性を生かしたうるおいのある都市空間を形成することとされている。

また、浜松町駅より海側の地域においては、地域の資源である旧芝離宮恩賜庭園や海を意識しながら景観や環境に配慮しつつ、国際競争力の高いビジネス拠点を形成することとされており、都市開発事業の促進が求められている。

芝浦一丁目特定街区は、市街地の整備改善を図るため、昭和52年に特定街区を都市計画決定しており、決定後約40年が経過している。

今回、芝浦一丁目地区の再整備に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再生特別地区を変更し、新たな都市計画を定めることを踏まえ、特定街区の廃止に関し、国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めるものである。